総　務　区　民　委　員　会　会　議　録

１　開会年月日

令和８年１０月７日（水）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（８名）

委員長	白　石　　英　行
副委員長	金　子　てるよし
理　　事	田　中　　香　澄
理　　事	名　取　　顕　一
理　　事	浅　田　　保　雄
理　　事	海　津　　敦　子
理　　事	山　本　　一　仁
委　　員	吉　村　　美　紀

４　欠席委員

理　　事	宮　野　　ゆみこ

５　委員外議員

議　　長	市　村　やすとし
副議長	高　山　　泰　三

６　出席説明員

成　澤　廣　修	区　長
加　藤　裕　一	副区長
新　名　幸　男	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長
松　永　直　樹	施設管理部長
川　﨑　慎一郎	企画課長
宮　間　恵梨果	政策研究担当課長

菊　池　日　彦　　用地・施設マネジメント担当課長

猪　岡　君　彦　　財政課長

横　山　尚　人　　広報戦略課長

畑　中　貴　史　　総務課長

木　口　正　和　　契約管財課長

阿　部　英　幸　　施設管理部参事施設管理課長事務取扱

村　岡　健　市　　保全技術課長

７　事務局職員

事務局長　　佐久間　康　一

議事調査主査　　高　橋　裕　美

議事調査担当　　阿　部　隆　也

８　本日の付議事件

(1)　付託議案審査

1)　議案第53号　文京シビックセンター議会フロア改修その他機械設備工事請負契約

(2)　その他

午後　　２時４２分　開会

○白石委員長　それでは、総務区民委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、宮野委員が育児のため欠席です。

また、理事者につきましては、関係理事者に御出席をいただいております。

○白石委員長　理事会については、必要に応じ、協議してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長　本日の委員会運営は、付託議案審査１件、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会という運びで、本日の委員会を運営してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白石委員長　それでは、付託議案審査１件、議案第53号、文京シビックセンター議会フロア

改修その他機械設備工事請負契約。

提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長　ただいま議題とされました議案第53号、文京シビックセンター議会フロア改修その他機械設備工事請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの５ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第１項第５号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京シビックセンター議会フロア改修その他機械設備工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付一般競争入札によりまして、去る８月20日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定による随意契約によりまして、同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金16億2,980万4,000円でございます。

契約の相手方は、太平・酒井・日管建設共同事業体。

構成員の代表者は、東京都文京区本郷一丁目19番６号、株式会社太平エンジニアリング、代表取締役、後藤悟志、他の構成員は、東京都文京区大塚六丁目11番12号、酒井工業株式会社、代表取締役、酒井孝、東京都文京区湯島一丁目11番５号、株式会社日管設備、代表取締役、富永光孝でございます。

なお、工期、支出科目等は、議案集データの６ページに記載のとおりでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願いいたします。

○白石委員長　それでは、御質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

田中香澄委員。

○田中（香）委員　ありがとうございます。

今回、不調があって、当初の入札の予定価格が13億3,349万7,000円という予定価格に対しまして、第１回目、第２回目の入札価格も、17億6,000万、17億4,000万ということで４億ぐらいの開きがあったかと思うんですが、そういった中で、今回の随意契約に落ち着いたというところで、一安心したというところではございますけれども、そのあたりの経過ということについて、改めてお聞きしたいと思います。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　今、委員御指摘のとおり、本来、シビックセンター議会フロア改修その他機械設備工事につきましては、先日、御審議いただきましたフロア改修工事請負契約ですとか、改修電気設備工事請負契約と同じスケジュールで、当初、入札公告などの手続を取っていたところでございます。その一方で、こちらのその他機械設備工事請負契約のみ、６月16日に行いました入札では不調となりまして、再度、所管のほうで最新の予定価格の見直しを行いまして、それで今回８月に再度入札をかけた結果、何とか落札者が決まって、契約締結に至ったところでございます。

○白石委員長　田中香澄委員。

○田中（香）委員　ありがとうございます。昨日も議論させていただきました。また、今回、機会がずれて、このような提案を本日されたというところで、そのあたりを確認させていただきました。

また、今般、私たち公明党区議団も、様々な現場の業種の方たちと意見交換会をする中で、やはり最近の建設費の高騰、また、契約の制度が本当に今の社会状況に合っているのかというような指摘等もございました。それは、契約の、例えばＪＶの基準ですとか、あるいは議会のチェックをする議決案件が非常に多いというところで、今、議決案件になる金額は１億8,000万というところが妥当なのかどうなのかというようなこともございます。

まず最初に、そのＪＶの基準の見直し等の御要望もこの間様々な現場の方たちからいただいていたところなんですが、10月１日から見直しがされたという朗報も入ってまいりました。建通新聞等にも文京区の見直しの一表が載っておりまして、周知が図られていることかというふうに思っているんですけれども、その従来のＪＶの基準がどのように変わったのか、建築、土木、設備等々ですね、一旦ここで確認をさせていただきたいと思います。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　今、委員御指摘のとおり、やはり昨今の物価高騰、建設費の高騰、人件費の高騰等を踏まえまして、今、おっしゃられたような御意見もございましたし、客観的事実としてそういった事態があったところでございます。そこで、何か対応できないかというところで、一つ最初に取り組んだのは、今、委員もおっしゃっていただいたこのＪＶの建設共同事業体、発注するときの基準の見直しでございます。

具体的には、これまでは建設工事が５億円以上、土木工事が３億円以上、設備工事が２億円以上で運営しておりましたが、この10月１日から見直しを行いまして、10月から、いわゆ

る発注、入札公告を出すものにつきましては、まず建設工事は５億円以上だったところから７億3,000万円以上、次に土木工事につきましては、３億円以上だったところから４億2,000万円以上、設備工事が２億円以上だったところが２億7,000万円以上ということで、それぞれ、建設工事が従来の1.46倍、土木工事が1.4倍、設備工事が1.35倍と微妙に上げ幅がずれております。

その上げ幅がずれている趣旨といたしましては、今回、見直しの金額を検討するに当たりまして、一般財団法人のある財団法人さんのほうで、いわゆる建設物価の、2015年、平成27年度の比較をしたちょっと資料がございました。そちらを参考に、おおむね建設工事が11年前と比べまして46％程度上がっているところ、また、土木工事が約４割程度上がっていたところ、さらには、設備工事につきましては、実はこちら、今、２億円以上だったんですけど、令和２年度に１億円以上から２億円以上に変えた経緯がございましたので、こちらについては、こちらの一般財団法人さんの資料を拝見しながら、この資料で確認できる直近の令和３年以降の上昇率が約35％増でしたので、そういったものを参考にしながら、新しい価格を決めたところでございます。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　詳しく御説明をいただきまして、ありがとうございます。11年前に比べて４割、３割というふうな上昇率を配慮していただいて、決めていただいたというところでございます。そういった見直しをしていただいたこと、非常に評価をしているんですけれども、各業態、団体の皆様にはどのように御周知されているのか、確認をさせていただきたいと思います。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　基本的には、ちょうどこの10月の見直しの、ちょっと直前にはなってしまったんですが、９月の下旬に、基本的には、ホームページで変更については周知したところでございます。また、今後、何か機会を捉えて御案内をしていければと思っております。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　ぜひ、しっかりと隅々まで周知が行き渡るようにしていただきたいと思います。

また、この工期も、今回、契約の締結の翌日から令和12年３月10日までというところで、一刻も早く締結をして、工事に入って、それで計画どおり終わるようにしていただきたいということは議会もお願いをしておりますし、また、区民の方たちも、そのようなことを期待

をしていると思っております。

で、シビックセンターだけのことではもちろんないというところで、今、これから決算委員会も控えておりますので、そしてまた、非常にタイムリーな見直しをしていただいたというところもございますので、関わって入札契約制度の見直しもここで確認をさせていただいたところです。

そしてもう一点、そういった不調になっていったり、また、議決案件が増えていくというところに、様々な影響があるというところでございます。その議決案件のお話に関しては、今回は特段、１億8,000万に係る云々ということではございません。ただ、今後、これから白山のことだとか様々な建物の契約をやっていくに当たりまして、この議決案件のお話、決算委員会でも我が会派もきっと質疑をさせていただくかなというふうに思っているんですけれども、ここでは、今回、私たち、党のほうに入った議決案件についての様々な影響をなるべく最小限にするために、引き上げていただけないかとか、様々な御要望も聞いているところであります。

一方で、私たちの議会のチェックのそういった範疇を簡単に手放していっていいのかというようなこともございます。単純な、そういった議会のチェックの機能を弱めるということではなくて、今の社会情勢に引き合わせて、この１億8,000万が妥当なのかどうなのか、そのあたりの課題感ですとか、検討というものについて、どのような状況になっているのか、確認をさせていただきたいと思います。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　まず、今回、ＪＶのほうの基準の見直しを行ったところも背景としては、先ほど委員もおっしゃいましたけれども、やはりこういった近年の物価高騰等を踏まえての対応でございます。

今、お話のありました、この１億8,000万という基準も、そういった意味では、やはり昨今の物価上昇を踏まえて、例えば５年前とか10年前であれば、同様の規模の工事でも議案とならずに、議決にならなかったものも、今、結果的になっているのは、実態としてあるのは把握しておりまして、そこは一つの課題として捉えております。

その一方で、今、委員もおっしゃったとおり、議会の権限のお話になりますので、そことのバランスというのも非常に重要かと思っております。

現在、契約管財として対応しているところは、まずは、先ほどＪＶの見直しでも触れました、実際の客観的なそういった建設費の上昇の状況であるとか、あとは、やはり他区も同じ

ような条例を持って、議決の基準がございますので、そういったところの状況をまずはちょっと把握するところで、課題としては捉えているところでございます。

○白石委員長　田中委員。

○田中（香）委員　ありがとうございます。ちなみに、議決案件を見直した、直近でいつから今日まで見直しがなされてないのかということを確認させていただきたいのと、最終的には、議会が契約内容の金額の妥当性をチェックするということは、区民の税金を適正に使っていくという意味で非常に重要だという一方で、物価が上がった、そして、様々な資材高騰等、社会状況によって、その議決の金額ということが据え置かれていいのかというようなことがございますので、その議会チェックを弱めることがなく、しかも、社会情勢に合わせる、そういった契約制度にしていかなければいけないということを検証していくというタイミングではないかということだけ御提起させていただきたいというふうに思っているところでございます。

その２点、区の方向性というか、考え方をお示しいただきたいと思います。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　ちょっと先ほどの説明で足りなかったところがありまして、それも補足させていただきながら、御答弁申し上げます。

その議決の基準の１億8,000万というのは、基本的には文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づくものなんですけれども、この条例をつくるに当たって参酌といいますか、参考にするものとして、地方自治法の施行令という、また国のほうの法律が、施行令ですので、政令がございます。こちらのほうで、今、特別区も含みますけど、いわゆる一般的な市については、施行令の目安としては１億5,000万という数字がございまして、そちらも踏まえて、文京区では今、１億8,000万円以上というところで運用しているところでございます。

で、ちょっといつからこの金額になったかというところは、申し訳ありません、ちょっとすぐ把握できていないところであるんですけれども、やはりこういった社会経済情勢の変化がこれからもございますので、そういったところは当然意識しながら、この条例の在り方、さらには施行令ということで、国のほうの動きも含めて、しっかり注視していくべきものと認識しております。

○白石委員長　続きまして、海津委員。

○海津委員　私のほうからは、このシビックセンターの改修工事においても、随契に至ったこ

とと、入札でちゃんと契約が結ばれたところがあると思うんですけど、この傾向というか、そのあたり何が違いがあったのか、職種によるものなのか、その辺、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　月曜日に御審議いただきました建築工事と電気工事と機械設備と同時に入札のスケジュールだったんですが、今回、御提案させていただいた機械工事だけ不調になったということで、過去の工事発注を見てみますと、機械だけ不調になったということはあまりなくて、今回、不調になった原因としましては、先ほど契約管財課長も御答弁申し上げましたけれども、あと、技術的なところでいくと、見積りを適切に我々徴収するんですけれども、その見積りを徴収したときに、積算上掛け率を設定いたしますが、その掛け率のずれがあったというところが一番大きなところかなと思っております。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　分かりましたというか、それは今後には生かしていかれて、不調になることなくやっていかれる蓄積というか、糧になったという理解でよろしいんですかね。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　事業者から見積りを徴収しまして、それをそのまま10割、積算上載せるということはあまりしていないんですけれども、その辺の掛け率というのは、これまでの発注の傾向ですとか、最近の社会情勢を踏まえた上で設定しなければいけないかなと思っております。

今回の設定率もあまり低くはしていなかったんですけれども、そこは事業者とのちょっと思いの違いがあったのかなと思って、この辺の事情につきましては、今後に生かしていきたいと思います。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　ぜひ、生かしていっていただきたいと思います。その掛け率がやはり事業者側が願うことと、こちら側で妥当と思うところの差というか、あるわけですよね。そこをやはり不調に至らないようにしていくというところからすると、どういうふうに積み重ね……今回もきちっとそれを今後に生かしていただくということなんですけれども、その掛け率の差というのは、ほかの自治体なんかはどうなっているのかだけ教えていただけますか。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　他区のその辺の事情については、ちょっと把握はしていないんですけれ

ども、建築工事に限らず、いろんな工事において見積りの対応の仕方というのは様々かなと思いますし、その業界におけるトレンドもありますので、いずれの事情も踏まえた上で設定していくということが大事かなと思います。

○白石委員長　続きまして、金子副委員長。

○金子副委員長　そしたら、私も入札結果調書のほうから聞きますが、そういうことでの不調になったときの１回目の、今回の受注者さんの入札額を見ますと17億6,000万円、それが今回の落札したときの１回目の入札額というのは15億3,000万円になっていますよね。それで、おとといやったときの審議のときに、内訳書の話を聞きましたけれども、不落随契の最終的なやつは内訳書はないということでしたけれども、では１回目だったらあると思うんですね。１回目ので比較すると、今、申し上げた17億6,000万というやつと15億3,000万というところでは、それはいわゆる企業努力をして、合わせる努力をしてきたという結果であるというふうに思うんですね、その差はね。約２億3,000万円落ちていますよね、１回のところでね。その２億3,000万円というのは、文京区が徴収した内訳書ではどの項目が、その分、２億3,000万円下がっていたのかと。それは分かると思うんですけれども、御説明いただけますか。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　今、一番最初の入札の１回目の17億6,000万の、税抜きで17億6,000万の内訳と、２回目の15億3,000万のこの税抜きの内訳書については、すみません、今、こちらでは手元にございませんので、その内訳の違いについては、ちょっと御報告はすることは、申し訳ありません、できません。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　我々が積算価格を計算するときに、見積りについては先ほど申し上げたとおりなんですけれども、今回に至っては、我々の掛け率と業者さんのほうで想定しているのは、乖離は実はあまりなかったんですけれども、後日、ヒアリングをさせていただいたところ、ちょっと事業者のほうで計算間違いがあったということを報告を受けているところでございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　まず、私が聞いた分については、分からないということでしたけれども、内訳書を取っていることの趣旨は、この間申し上げたように、要するに不当なダンピングというか、適正な履行に結びつけるために自治体がその内容を確認するということが法の趣旨な

わけですよね。で、６つぐらい科目があったはずなんですけど、６つありましたね。だから、今、照らし合わせて説明できないということなんですけど、では、全体として、例えば人件費、それから材料費、ここぐらいは見て、それで、最終的には、不落随契だから、歩み寄る努力をそれぞれしたということで、それはいいんですけれども、やっぱりその前提として、１回目の入札額に対して徴収した内訳書について、そういう趣旨ですから、人件費や材料費については、区としてどのような認識を持っているんですか。それとも何も認識は持ってないということなんですか、今の話だと。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　もちろん、内訳書をお示しいただく趣旨は、副委員長おっしゃるとおりでございます。入札の段階でももちろん内訳書を出していただいているところは、もちろんそういったところは把握する趣旨であるんですけれども、ただ、入札のルールの中で、あくまでも入札自体は総額で合否といいますか、落札するか、しないかが決まるところでございますので、内訳のバランスをもって、例えば、より低い金額で落札した事業者を落札者とせず、この内訳のバランスの、いいけれども、より高い金額の事業者を落札者とするようなこともございませんので、あくまでも参考で確認するといったところが現状でございます。

なお、特にこの８号随契に関しましては、我々区のほうで設定した予定価格と同額か、それより少し下の金額でのやり取りというところもございますので、一定、区のほうでの積算の金額と近い金額での落札になるところなので、何か著しく不当な内容になっているとは認識はしていないところです。

なお、今、契約締結の後には、公契約条例も１億円以上の工事は適用されますので、そちらの中で、また、そういった人件費が著しく安くなってないかですとか、そういったところはしっかりチェックして、適切な履行につなげていきたいというふうに考えております。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　私、著しく不当かというふうに聞いたわけじゃなくて、不調を経て２回目の入札になっているのに、そのときの変化というのをやはりどう捉えるのかということは、今後の契約制度を考えたときにも、そういう資料が徴収できるようになっているわけですから、区の知見としても、税金の適正な執行としても、よく見ておいて、こう聞かれたらやっぱり答えられるというふうにしておくべきだというふうに思うんですね。それは、この後聞きます、物価高騰で、やはり事業者さんの皆さんのところで、ＪＶの基準や議会案件の基準というものについての疑問というか、情勢に応じた改定というのが求められる。そういう声は私

たちも聞いていますよね。

だから、そういうときにどういう基準でというのは、先ほどのＪＶの基準だと、建設物価でということですけれども、それはそれで、一つのやり方だというのがあったとしても、公共発注ということでいえば、実践例があるわけですから、そこがどうなっているのかということをよく見るべきだと思うし、人件費と材料費というのは、やっぱりある意味、どこで調整するかといったら、やっぱりあのとき前回言いましたけど、人件費とやっぱりならざるを得ない側面ってあるんですよ、予算でいえば。

だから、そうなってないかどうか、よく話合いもしたんだと思うので、随契になっていますから、最後ね。そういうことについては、きちっとした議会答弁が私は必要だというふうに思いますので、そういう知見も持っておいていただきたいというふうに思います。

それで、ちょっと工事の中身なんですが、今回、機械設備だと、で、空調の更新だと。要するにエアコンですね。空気調和設備と換気設備とかというのは、エアコンだということになるというふうに思うんですけれども、私たち、今回、９月の本会議の石沢議員の一般質問で、このシビックの空調の大もとである熱源設備について質問をしております。これは、竣工から32年たっているので、取り替えようということで、今、計画がされているわけでありますけれども、私たちの質問は、このシビックセンターが仮に、今、集中豪雨が非常に激しいので、今まで想定してないような雨というのが現実に降っているので、地下４階が水没したらどうなるんですかというふうにお聞きをいたしました。

そしたら、私たち、水没することを想定するか、しないかという、そういう答弁もあるのかなと思っていましたら、水没した場合には、今日は電源設備の話をちょっと置いておきますけど、熱源設備については、機能維持は困難になりますが、その後、電気は非常電源がありますということです。だから、熱源設備については代替はないということに、この答弁は言っているわけであります。

では、仮にそういうふうになったら、今回、16億円で工事をするこの空調の、エアコンの取替えというのも、これはそのときには動かなくなるということの理解で間違いないですか。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　地下４階が水没した場合は、熱源設備は起動しなくなります。更新した後も同様の状態になるということでございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　これはあくまでも想定の問題を今、聞いたわけで、想定のことでお答えいた

だいているんですけれども、では、実際に、シビックセンターに類するようなビルで、地下に何らかの設備機器があって、この間、動かなくなったような設備機器があると、こういうことについて、区として、調査とか情報収集というのはされていますか。同じような、要するに同じようなというのは、設備機器というのは、そういうことである意味、水に弱い面があるということだと思うんですね。それが水がかぶったら動かなくなるということですから、そういう事例が現実に、例えば文京区内であるとかないとかというのは情報収集されているんですか。シビックで今まではないですよね。時々、止まっちゃったとかあるけれども、水がかぶってとか、泥がかぶってとか、水が染み出してとか、そういうふうなことで、地下にある設備機器が止まって交換が必要になったとか、そういう事例というのは、文京区内で起きているかどうかというのは何か情報収集されていますか。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　私の知る範囲では、そういった情報は持ち合わせておりません。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　では、今日は、全部そこでやるわけじゃないんだけれども、ただ、実際に、この区内で、かなりの高層ビルで、地下に設備機器があって、それの機器が水がかかって交換しなくてはいけなくなったと、で、交換に数か月かかったという事例が発生しております、現実に。ですから、設備機器の工事をやっている方なんかにお聞きすると、90年代の最初ぐらいは、地下に設備を置いていたというんだけれども、その後、屋上に行くという時代もあって、ただ、屋上というのは、屋上緑化の時代になって、今、中間階か何かに置くというようなのが、そういう考え方があるというふうに聞いているんです。

シビックも時代の産物ですから、そういうふうになっているわけですけれども、現実に設備機器を取り替えるような事態に陥った事例が区内で起きているというのを私たち、情報を聞いておりますので、よく区としても情報収集して、今後のシビックの防災対策というか、防災じゃないですね、日常使いですから、空調というのは。どうするべきかということについては、想定を持つ必要があるということは問題提起しておきたいというふうに思います。

それから、今日のこの工事の概要の中の、工事概要のところに、スプリンクラー設備の改修というふうにあります。これは、事前にお聞きしましたけど、スプリンクラー設備の耐震化の工事だというふうに聞いているんですね。これについても、石沢議員の本会議の質問で聞いておりまして、シビックセンターのスプリンクラーの耐震化率というのは、昨年度末で26％というふうになっておりますね。今度の工事をやるともうちょっとポイントが上がると

いうふうに思うんですけれども、そうすると、今回の議案と、今まで26％耐震化は終わっているということですけれども、終わってないところはどこということになるんですか。

それから、耐震化するということでもって、もし耐震化しなかったらですよ、大きな地震が起きたときにどのようなことが想定されるので、今回、工事しようということになっているわけですか。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　スプリンクラーの耐震化がまだ未改修の部分は、我々の執務フロアがまだ未改修でございまして、執務フロアの改修工事に併せて行うという計画で進めております。まずは、今回の22階から24階から着手するというところでございます。

スプリンクラー設備が壊れますと、当然、火災が起きたときに水が出てきませんので、消火活動に遅れが生じるかなと思います。東日本大震災や阪神大震災でも、消防設備で一番被害が大きかったのが、スプリンクラー設備というふうに報告されておりますので、やっぱりスプリンクラー設備の耐震化というのは必ずやらなきゃいけないものかなと思いますし、計画的に今後も進めていきたいと考えております。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　そうすると、その執務フロアというのは、シビック改修計画では、いつぐらいからやることになるんですか。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　第３期工事以降ということにさせていただいております。第３期に高層階のほうに着手するという計画になっております。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　それは、だから、2018年から始まった改修工事の第３期以降ということは、だから、16年目以降ということになるわけですよね。で、先ほど執務フロアということでありましたけれども、執務フロアというのは、ある意味、シビックに来庁される方が一番来るところだと思うんですね。例えば保健所、福祉部、その上へ行くと、福祉部の上はないかな、いろんな業務があって、皆さんお見えになりますね、都市計画部でも土木部でも。区民の皆さんがしょっちゅう区役所に来るということはそんなにないとしても、今度、職員の方は、毎日そこで業務をやっていると。そういうところの、万が一、地震があったときに、スプリンクラーが耐震性が脆弱性があると、壊れるかもしれない、機能しないと。そのことというのは、やっぱり職員の方々とか来庁することがそれなりにある区民の人たちに、ここは第３

期工事以降、16年目以降になりますと。多分、16年目以降の計画ってまだないんですよ。16年目以降だけど、未定ということでしょう、そうでしょう。職員の方とか区民の人たちにそういう説明をしているんですか。ここは火事、地震が起こったときに、脆弱性ありますと、危険性あります、危険という、脅すわけじゃないけれども、そうなっているんだという説明というのはしているんですか。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　そこら辺に特化した説明というのは特にしておりませんけれども、常日頃から消防活動の訓練等は行っておりますので、ソフト面で何とか対応できるようには日々訓練を重ねているところでございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　ソフト面での対応というのは、どういうことなんですか。逆に、ソフト面で対応が可能なんですか。シビックセンターのスプリンクラーというのは、ソフト面で代替できると、そういうことですか。代替できない面もあるんじゃないですか。そこをちゃんと説明してください。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　スプリンクラー設備は、あくまでも補助的な消火設備になりますので、基本、消火栓で火を消すという作業が第一かなと思います。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　だから、そういうことを区民の人たちに、働く人たちに説明しているんですか。そこ答弁した、それ。

○白石委員長　したよ。

○金子副委員長　いつしたの、それ。

○白石委員長　してないって言った。してないって言ったでしょう。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長　うん、してないの。

金子副委員長。

○金子副委員長　では、するべきじゃないですか。それから、低層階は、低層階の工事を先にやりましたよね、シビックの。あのときにはスプリンクラーをやったんですよね、耐震化。やってないんでしたっけ。５階までの工事、先にやりましたよね、あのときにやったのか、やってないのか。

それから、説明をする必要があるというふうに思います。来庁者、それから職員の皆さん、それからここで働くいろんな事業者というか、メンテナンスをやっている人とかいますよね。そういう人たちにちゃんと説明する必要があると思うんだけど……。

○白石委員長　それで、ソフト面的に訓練やっていますって……。

○金子副委員長　いや、さっきは訓練と言ったの。私は説明と言っているんです。

○白石委員長　だから、説明があって、訓練しているんだよ。

村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　執務フロアのスプリンクラーの耐震化はまだですけれども、３階から下の区民フロアについては、もう耐震化が済んでいるところでございます。

あと、その周知につきましては、ホームページにもその旨は表示しておりますので、機会を捉えても、そういった機会があれば、お話はしていきたいなと思いますけれども、これに特化して御説明するというのは、今のところ考えておりません。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　スプリンクラーの耐震化工事が、主な執務フロアではまだやっていませんというふうにホームページで周知しているんですか。

○白石委員長　村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長　執務フロアの改修に併せてやるということは、計画に載せておりますので、それをホームページに載せているというところでございます。

○白石委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　すみません、先ほど、ちょっと２点、申し訳ありません。１点目は、田中香澄委員から先ほど御質問いただいて、議決が必要な１億8,000万の基準がいつからなっているかという御質問なんですけど、ちょっとお調べいたしまして、平成２年の４月からこの１億8,000万というルールになっております。それが１点目でございます。

すみません、あともう一点、先ほど金子副委員長からの御指摘で、議会フロア改修工事の、このＪＶの方が１回目に入札を行いました15億3,000万円の内訳について、ちょっと調べがつきましたので、御報告いたします。

材料費が３億6,513万5,550円、労務費が８億7,462万7,500円、法定福利費が１億3,251万円、安全衛生費が1,750万円、建設業退職金共済契約掛金が216万4,160円、その他、当該公共工事の施行のために必要な経費はゼロ円というふうになっているところでございます。

以上です。

○白石委員長　それぞれ、追加答弁、修正答弁ありました。いいですか。いいですね。はい。

それでは、これで質疑を終了させていただきます。

議案第53号、文京シビックセンター議会フロア改修その他機械設備工事請負契約の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員　議案第53号ですが、建設材料費の価格高騰等も考慮して価格を決定されており、内容も妥当であると考えます。よって、自由民主党、議案第53号、賛成いたします。

本件改修工事につきましては、工期を遵守して、適切、適正に対応していただければと思いますし、また、シビックセンター全体の改修についても、区民の視点とかも取り入れて、必要な改修を行っていただければと思っております。

なお、昨今の社会情勢、その物価高騰についてもですけれども、今後、建設関係の工事につきましては、契約締結時に物価高騰等の状況をも見極めて、適切に対応していっていただければと思っております。

○白石委員長　公明党さん。

○田中（香）委員　本議案につきまして、公明党は賛成でございます。

設備の老朽化への対応などが必要な改修であるというふうに認識しておりますし、また、先ほど質疑させていただきました、一方で、今回、入札不調が続きまして、当初の予定価格と業者側からの示された価格の間に大きな乖離が生じたことについては、検証して是正していただきたいというふうに思います。

資材価格や労務費が上昇する中で、必要な公共工事が不調によって遅れれば、区民の皆様のサービスにも影響しかねません。予定価格と市場実勢の乖離について分析して、先ほど言いました契約制度につきましても、議会のチェック機能を後退させることなく、現在の社会情勢に即した在り方を検証していただくことを要望いたします。公明党、賛成いたします。

○白石委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○浅田委員　ちょっと２点だけお願いをして、賛成をしたいと思いますが、１点は、本会議場だったか、ちょっと低層階の工事だったか忘れたんですが、私が日曜日にこの控室に来たときに、町場の一人親方の電気屋さんがその工事に携わっていた。で、伺ったら、ちょっと孫請か曾孫請か分かりませんよ、分かりませんけれども、とにかくその工事に携わっていて、仕事されているという、あ、こういう構図もあるんだなというのを感じました。

で、ぜひ、先ほどの議論にもありましたけれども、そこに働く人たち、公契約条例に基づ

いて、孫請、曾孫請に至るまで賃金がきちっと払われるような、そういうことには、ぜひ区として注意を払っていただきたいということが１点。

それからもう一点は、このシビックというのは、昨日かな、お伺いしたら、何でも80年は使えるようにしたいということのようですね。で、この工事が終わったら、また順次、職員の方が仕事されているフロアが改修が行われていくというふうになっていますよね。ただ、それに至るまで、物価高騰であるとか、あるいはこれまで現状のような税収が確保できるかというのは、それは分からないわけですよね。ですから、そのときそのときに応じた対応というのはもちろん必要なわけですけれども、でも、一方で、場合によっては、不断に見直すという、その考え方も私は持っていただきたいというふうに思います。

この２点を申し添えて、議案53号に賛成をいたします。

○白石委員長　永久の会さん。

○山本委員　議案第53号、賛成です。

○白石委員長　区民が主役さん。

○海津委員　今後、入札不調を繰り返さないためには、事業者が実際に見込む材料費や資材費や人件費、経費率など、区の積算との間に大きな乖離を生じさせないことが重要です。市場の動向を的確に把握し、予定価格の基礎となる数字を持てるよう、区としての積算の専門性をさらに高めるように求めます。

同時に、工事費の上昇は、区民にも大きな影響を与えています。今回の積算を通じて得られた知見を生かして、庁内で横串を刺して、耐震改修をはじめとする各種助成制度に反映させる必要があると考えます。補助額や補助率が現在の工事費の実態に見合っているか検証し、必要な見直しを行うことも併せて求め、区民が主役の会、本議案に賛成いたします。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　日本共産党は、議案第53号に反対をいたします。

質疑の中でも明らかにいたしましたけれども、大変高額な熱源設備を今後更新したとしても、昨今起きる想定外の水害などに対応できないということは、本会議で明らかになっておりました。それに接続する空調設備ということですから、それについてもどうするのかということの見通しとか説明というのが新たに求められる状況になっているというふうに思います。

とりわけ地下の設備機器については、現に区内で水をかぶって取り替えなければいけないという事例が発生しておりますので、机上の話じゃないということは申し上げておきたいと

いうふうに思います。

スプリンクラーについては、各執務フロアなどを優先すべきだというふうに思うんですね。一番人がいるわけですから、そこに。そういうことについての改修工事についての全体的な、工事ごとのでもいいですけれども、全体についての見通し、シビックセンターの脆弱性、それは使っている人、働いている人、住民の利用者の皆さんの目線で考えれば、そういう脆弱性があるということをきちんと説明した上で、税金の執行の在り方というのを考えるべきだというふうに考えます。

そういう点で、この議案に反対ということであります。そういう努力が不足しているということがありますので、反対ということであります。

○白石委員長　審査結果を申し上げます。

賛成６、反対１、よって原案を可決すべきものと決定をいたします。

これで審査を終了いたします。

○白石委員長　本会議での委員会報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長　委員会記録についても、文案作成についても、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長　以上で、総務区民委員会を終了いたします。

午後　　３時３２分　閉会